

岡山市人見絹枝スポーツ顕彰事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び岡山市スポーツ推進計画の趣旨に基づき、本市のスポーツの発展に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰を受けることができるものは、次の各号に掲げるもので、スポーツの各種競技、大会等において、特に優秀な成績を収めたものとする。

- (1) 本市を練習若しくは試合等の活動拠点とする、又は本市内に居住、在勤若しくは在学する個人
- (2) 本市を練習若しくは試合等の活動拠点とする、又は本市内に事務所を構える団体
- 2 前項の個人又は団体の指導者でその功績の顕著なもの
- 3 前2項に掲げるもののほか、本市にゆかりのあるもので、市長が特に必要と認める個人又は団体及びその指導者

(推薦)

第3条 市内のスポーツ団体等は、表彰の基準を満たすものがあるときは、推薦書（別記様式）により市長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、前条の推薦を受けたときは、岡山市スポーツ推進審議会の意見を聴き、被表彰者を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合には、岡山市スポーツ推進審議会の意見を聴き、被表彰者を決定することができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 1月20日から施行する。